

臨時会

国の給与改定に準じ、市長など特別職の給料月額を0.5%引き下げ 全員賛成

人事院勧告（※）に準じ、市職員（中高年層）の給料月額を減額、期末手当の減額調整 賛成多数

本会議での討論

反対 並河愛子 議員
本市の給与水準は国より低く、府下でも中々低位の実態。府下でも改正を見送る自治体もあり、人事院勧告準拠というなら、国の基準に改善することが先決。
賛成 堤 松男 議員
人事院勧告により国と地方の関係を遵守して提案されたもの。民間の厳しい状況から考え、若年層への配慮がされた上での今回の減額はやむを得ない。

度重なる市職員不祥事に緊急質問！ 市長の管理者責任を追及

市職員の不祥事に関する決議

去る9月議会においても、職員の不祥事について多くの議員が市長をただし、再発防止に向けての強い対応を求めたが、またしても市民の信頼を失墜することになり、残念至極であり、憤りを感じている。
もはや職員個人の資質の問題のみで済ませることは到底できず、市全体の体制、職員管理制度に及んで検証が必要であり、抜本的な見直しを求められる。今後、より具体的な説明を執行部に求め、事件の全容、市としての考え方、今後の対応策をしっかりとただし、必要な提言を行うなど、二度と市民の信頼を裏切ることのないよう監視機能を強化する。

※人事院勧告とは…人事院が国会および内閣に対して公務員の給与・勤務条件について社会情勢に適應するように勧告をすることなど。

12月定例会

土地開発公社と住宅公社間の不透明な土地売買問題が議員の一般質問で発覚！ 議会の調査特別委員会の設置を全会一致で可決、真相究明へ

吉田千尋議員の一般質問で両公社間における土地売買取引について事業報告書に記載がないことなどが発覚。市長からは住宅公社再建のため当時の担当者が独断で処理したと報告。

真相究明のため調査機関設置2案を議員提案 百条調査権（※）を行使するかが焦点に…

問題点を明確にするため、市長に更なる調査報告を求め事実確認を行う調査特別委員会の設置を提案
〈提案理由説明〉 明田 昭 議員
問題発覚後、2回にわたる、全員協議会において市長から事実経過など報告を受けたが、更なる事実確認を行うため調査特別委員会の設置を提案する。

議会としてより強い調査権限をもつ地方自治法第百条に基づく調査特別委員会の設置を提案
〈提案理由説明〉 湊 泰孝 議員
今年続いた職員不祥事に対しても議会の総意としてチェック機能の強化を決議したところであり、市民の付託に応えるため毅然とした態度で事実説明することが必要である。調査に対する強制力と罰則規定のある百条委員会を設置すべき。

賛成 西口純生 議員
関係者への事実確認では市長の報告のとおりであるが、なお調査・確認が必要な点について、地方自治法第98条に基づく委員会を設置するもの。その中で解明できなければ百条調査も辞さない。

賛成 馬場 隆 議員
市長は議会から報告の求めに拒否はしていない。委員会設置で意見聴取を進め、議会の役割を果たし、調査の進展によつては、百条調査へと議会の権能を強化していけばよい。

百条調査案は否決、特別委員会設置案を可決

次のとおり特別委員会を設置するものとする。

決議
名称 亀岡市土地開発公社及び（財）亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査特別委員会
調査権限 本議会は、この調査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を特別委員会に委任する。

特別委員会の設置については、5ページにも掲載しています。

※百条調査とは…地方自治法第100条により、議会は市の事務に関する調査を行い、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる権限で、証言拒否に対する禁錮刑を含む罰則規定があるなど、国会の国政調査権に相当するもの。

意見書 市民の声を国政へ

12月定例会で次の意見書を可決し関係機関に送付しました。

障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書
発議者 明田 昭議員 / 湊 泰孝議員 / 馬場 隆議員 / 日高省子議員

人事関係

◆ 選任に同意しました。

- 亀岡市川関財産区 管理委員会
八木正昭氏
八木正司氏
八木詔平氏
八木謙介氏

◆ 人権擁護委員候補者の推薦に異議がないと意見を述べました。

日下部あい子氏